

令和2年7月10日

第28回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年7月10日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所浪岡庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年7月10日（金曜日） 午後1時59分

4. 議案

- 議案第147号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第148号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第149号 農用地利用集積計画の決定について  
 議案第150号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）  
 議案第151号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について  
 議案第152号 農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について

- 報告第97号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第98号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第99号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の  
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志
8 番 窪 寺 洋 志	10 番 齊 藤 光 朗	11 番 佐 藤 紘 一
12 番 澤 田 今日一	13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ
15 番 西 澤 清 光	16 番 西 塚 伸	17 番 福 士 修 身
18 番 福 田 公 夫	19 番 安 田 昌 樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9 番 高 坂 繁 光		
-------------	--	--

7. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	永 澤 治	事 務 局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	櫻 田 正	主 査	佐 々 木 伸 哉
主 査	工 藤 武		

## 8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として、先月に引き続き農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

### ○議長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、第 28 回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

### ○事務局次長

青森市農業委員会農業委員 18 名中 16 名が出席しております。以上でございます。

### ○議長 (福士修身会長)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。8 番窪寺洋志委員、10 番齊藤光朗委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

### ○各委員

(異議なし)

### ○議長 (福士修身会長)

異議がございませんので、両委員をお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

### ○各委員

(異議なし)

### ○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 147 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 6 件、賃借権設定が 7 件及び使用貸借権設定が 1 件、合計 14 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 5 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりでございますけれども、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、売買の申出があったためなどの理由で、譲受人又は借主については、経営規模拡大のためなどの理由でございます。なお、賃借権 180 番及び使用貸借権 25 番については、新規就農者です。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

それでは、3 ページ目の賃借権 180 番を審議いたしますが、申請者は、新規就農の方でございます。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、審議を願います。それでは、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

(澤田今日一委員 遅れて入場)

○●●●●氏

失礼します。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。どうもご苦勞様でございます。まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏

●●●●と申します。申請に至った理由ですけれども、今まで建築業の方に携わってきたのですが、2 年位前から仕事量が少し減ってきて、そのタイミングで農家の方をお手伝いしながらニンニクの栽培の方に携わってきました。それで、もし自分で出来るのであれば、自分でも農地をお借りして作付けしたいと考えまして、知人に相談しながら進めてきた次第であります。

○議長（福士修身会長）

どうもありがとうございました。それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願いいたします。質問、意見ありましたらどうぞ。

○10番（齊藤光朗委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、齊藤委員どうぞ。

○10番（齊藤光朗委員）

10番の齊藤ですけれども、●●さん、この荷越沢のこの畑なんですけれども、持ち主の●●さんとはどういう関係。

○●●●●氏

●●さんじゃなくて●●さんですね。●●さんという方から畑の方を借りることになりました。そこですが、●●●●さんという方、知人なのですけれども、その人をお願いしまして探していただいた次第です。

○10番（齊藤光朗委員）

弘前から浪岡まで、この話が成立すれば、通って農作業することになるのですけれども、多分40分とか1時間位、畑に通う時間がかかるのですけれども、弘前とか近場で、弘前の農業委員会とかには探しに行ったのですか。

○●●●●氏

結局、●●●●さんが知人でして、機械、トラクター、トラック諸々をお借りする都合もありまして、こちらの方の浪岡の方に土地を探した次第です。

○10番（齊藤光朗委員）

その方もニンニクをやっているのですか。

○●●●●氏

ええ一部、田んぼをやっているのですけれども。

○10 番（齊藤光朗委員）

ニンニク、去年も新規就農でニンニクに参入した人もいるのですけれども、去年からニンニクの相場がかなり下がって、かなり値段が低かったみたいで、そういう事を考えてもニンニクでいくのですか。

○●●●●氏

はい。そっちの方でやって行きたいと思います。売り先とか、そういうのも私の知人の東京の居酒屋チェーンの方でも欲しいという、もし作るのであればそちらの飲食店の方で使いたいという話も来ていまして、そういうのもありましてニンニクの方で行きたいと思っています。

○10 番（齊藤光朗委員）

栽培の技術というか、誰か習う先輩とか指導してくれる人はいるのですか。

○●●●●氏

はい、います。

○10 番（齊藤光朗委員）

では、頑張って下さい。

○●●●●氏

はい。ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他に。

○3 番（一戸昭憲委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はいどうぞ。一戸さん。

○3 番（一戸昭憲委員）

3 番一戸です。隣地というか、今作っている畑は私の近くで、仲間と一生懸命やって、今収穫が終ったような感じだと思います。隣地のリンゴ畑に被害が及ばないようにとありますけれども、隣地に別に馬をやっている人もいますので、あまり揉めないようにやっていただきたいと思っています。

○議長（福士修身会長）

他にありましたら、どうぞ。どなたかございませんか。

○●●●●氏

今の馬の件なのですけれども、その馬主さんから要望がありまして、薬剤を散布する際は、馬の小屋の窓とかドア開けているので、それを閉めて散布してくれという話がありましたので、それは確実にやるようにしています。

○議長（福士修身会長）

はい。他にご意見、ご質問ありましたらどうぞ。  
ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●さん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日は大変ご苦勞様でございました。

○●●●●氏

よろしく申し上げます。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

引き続きまして、5 ページ目の使用貸借権を審議いたしますが、申請者は、同じく新規就農の方でございます。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、審議をお願いいたします。それでは、申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

どうも●●さん、ご苦勞様でございます。まず、簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏

●●●●と申します。申請に至った理由ですが、これまで農協で勤務しながら、父の農作業の手伝いをしていましたけれども、父が体調不良になったということで農業を断念したいということもありまして、私が引き継いでいこうと思い、この度の申請に至りました。よろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。質問、意見のある方はどうぞ。

○10 番（齊藤光朗委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、齊藤委員どうぞ。

○10 番（齊藤光朗委員）

10 番齊藤ですけれども、今回は面積でいくと 6 反歩から始めるということですが、これは農協の職員を辞めてやるということなのですか。

○●●●●氏

はい。農協の職員はもう退職しました。浪岡地区に田んぼが 6 反歩、出身は黒石なのですけれども、黒石にも田んぼ、そしてりんご畑、後は野菜が少々ですけれど、この他に面積はあります。

○議長（福士修身会長）

他に質問ある方いましたらどうぞ。

はい、佐藤委員。

○11 番（佐藤絃一委員）

佐藤といいます。よろしくお願いいたします。労働力、●●さん一人で作業日数が 250 日と書かれています。250 日といえば、夏場、春から秋まで大体普通の農家であれば、250 日くらいかかる訳ですが、250 日の作業の中で大体は 6 反歩と。しかも雇用人の欄を見れば、その他で委託費という聞きなれない言葉が出ているのですが、多分、私が思うに、奥さんも作業日数の中に入れていないのではないかと思うのですが。

その辺どうなのかという事が一つと、委託費、これは具体的にどういうもの。人に頼むという事ですから。トラクターなんか、農機具類の中に入れておりません。秋の調整作業にはコンバイ



ンも必要になります。そういうものを書いていないので、そういうものを含めて委託費という事で、かなりの費用をとっているのでしょうか。この2つお願いしたいと思います。

○●●●●氏

まず、支出の委託費の関係ですけれども、この委託費はトラクターの田打ちから稲刈りまでの委託費です。トラクターも持っていたのですけれども、故障して壊れてしまったので、今年度に関しては、委託しようということでの支出です。追々、トラクターも購入するとこの委託費はなくなるのではないかと思います。

農作業の予定ですけれども、うちの家内は勤めていましたので、農業はまずは自分一人。そして父も体の許す限り、途中途中ですけれども手伝いを。技術面も色々聞きたいと思っていましたので、その辺を含めて年間250日というふうに想定しています。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方いましたら、どうぞ。  
ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●●さん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日は大変ありがとうございました。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

ご意見ございませんか。本案について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)  
異議なしと認めます。許可することに決定いたします。  
次に、議案第 148 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 2 件でございます。申請は、浪岡地区の非線引都市計画区域内におけるものであります。

それでは、今回の転用案件につきまして、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 148 号関係資料 1 と記載している資料をご覧ください。申請番号 53 番案内略図①と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。

申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、これは都市計画図を兼ねております。4 ページ目が土地利用計画図、これは分譲計画図でございます。5 ページ目が法務局にある地図、6 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。7 ページ目が土地の登記簿謄本、8 ページから 9 ページ目が法人の登記簿謄本、10 ページ目が宅地建物取引業の免許証の写しでございます。

議案第 148 号関係資料 1 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法上の用途地域、これは第一種住居地域でございます。この中に存する農地であるため、第 3 種農地に判断されます。第 3 種農地と判断されますと、原則許可できるものとされています。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

引き続きまして、右上に議案第 148 号関係資料 2 と記載している資料をご覧ください。申請番号 54 番案内略図②と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。

申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局にある地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が地積測量図、7 ページ目が各階の建物平面図、8

ページ目が建物立面図、9 ページ目が土地の登記簿謄本、10 ページ目が道路工事施行承認書の写し、11 ページ目が法定外公共物占用等許可書の写し、12 ページ目が農用施設使用承認申請書の写しでございます。これは合併浄化槽の処理水を水路に放流する際に、財産自体は青森市が有するので、その意味では市から許可、これは先程の法定外公共物占用等許可です。その許可を得ますけれども、水路の現場管理としては土地改良区が行っているので、その趣旨で承認を得ましたので添付しました。

議案第 148 号関係資料 2 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、第 3 種農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地のいずれの要件をも満たさないその他の農地と判断されます。その他の農地に関する転用の許可基準は第 2 種農地と同様とされております。第 2 種農地の転用については、周辺のほかの土地を使うことにより目的が達成できる場合には、原則として許可することができませんが、第 1 種農地の例外許可項目に該当する場合は許可できるものとされております。その第 1 種農地の例外許可事由の中に、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、という基準がございます。今回の転用は一般住宅の建築で、もともとある既存集落、住宅の連たんがございまして、その隣に建てることから、この項目に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

説明が終わりましたので、審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

質問ある方はございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 149 号、150 号及び 151 号は関連がありますので一括審議の議題といたします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 1 件、利用権設定が 5 件の合計 6 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページ、利用権設定の案が 8 ページから 10 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、9 ページ目から 10 ページ目までの議案第 150 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。

また、11 ページから 15 ページ目の議案第 151 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められております。件数は 16 件となっておりますが、今回は株式会社豊川農産 1 社でございます。

その他の転貸予定内容につきましては、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

説明が終わりましたので、本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。どなたかございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長（福士修身会長）

本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認めます。当該計画等は決定といたします。

次に議案第 152 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

#### ○事務局

資料については、別添の議案第 152 号関係資料ですので、まずは 1 ページをご覧ください。  
農作業の際の雇用や受委託の目安となる農作業標準労賃等については、青森地区、浪岡地区それぞれで毎年、アンケートを実施して決定しておりますので、その方法などをご審議いただきます。

まず、1 番、アンケート実施時期ですが、8 月上旬送付で 8 月 31 日を締切とし、2 番、アンケート対象者は、農業委員、推進委員に青森市認定農業者協会会員と考えております。認定農業者協会会員は農業委員、推進委員の方を除いた人数を記載しております。なお、農業委員、推進委員の皆さんにおいては、毎年のことではありますが、全員もれなく回答をお願いいたします。アンケート結果の取りまとめ後は、12 月の月例総会の中で令和 3 年度の標準労賃を決定したいと考えております。

次に、3 番、過去 3 年間のアンケート実施状況にまいりますが、ご覧のとおり回答率は例年 50% 程度ですが、昨年はわずかに減少するなど伸び悩んでおり、今後は減少傾向になるのではないかと懸念されております。回答率は、委員の皆様からは 100% の回答率ですので、実際にご協力いただいております、認定農業者協会会員の方々からの回答率の増減が影響するのですが、平成 29 年度が 25.6%、平成 30 年度が 27.6% であったものの、昨年、令和元年度が 20.8% と回答率が減少しております。そのため、事務局としては回答する方の負担を減らして、少しでも回答しやすく、多くの回答を得られるようにと、アンケート案をご覧いただければ記載しておりますが、昨年のアンケートから設問を一部削除してはどうかと考えている箇所が 3 箇所ございますので、後ほどご説明いたします。

資料といたしましては、アンケート案の青森地区が 2 ページから 6 ページにかけて記載されております。浪岡地区が 7 ページから 11 ページとなっており、12 ページと 13 ページが参考資料として、現在の労賃表を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。両地区ともに上段の 1 番、農作業労賃、こちらの表の網掛け部分は最低賃金の改定を受け、見直した部分となっております。また、下段の表の 2 番、農作業受委託料金の標準額については、消費税の増税分を反映した金額設定として見直したところがございます。

それでは、今回のアンケート案の変更点についてご説明いたしますが、まず 1 つ目として、3 ページをご覧ください。③ハウス栽培をされている方への設問を削除してはどうかと考えております。理由としては、この設問は労賃表に設定していない項目を参考として回答していただいていた設問であります。過去 3 年の結果において、他の労賃と同程度または若干下回る金額であり特記すべき金額ではなかったことと、仮に労賃表に無い項目を記載したい場合は、設問②のその他の欄を活用することで対応できると考えられるためでございます。

続いて 2 点目は、6 ページをご覧ください。4 番、農作業標準労賃等の設定に関する①と②の

問いの削除についてです。こちらの理由といたしましては、昨年のアンケート結果において、①の標準額の統一についての回答が、イ、これまでの経緯を踏まえ、数年間の中で徐々に統一した方がよい、というものが44.9%で最も多く、これに、ア、統一した方がよい、の回答を加えると、57.1%と過半数を超えたためであります。統一の方向で良いとする回答が多く、過半数を超えたことから、今後数年間で徐々に統一していくことを目指し、②の金額設定の方法についても、青森、浪岡の平均で統一という回答が過半数を超えていたため、今後は、同一の項目の中で、両地区の金額の開きが大きく無くなった時点で、平均額を基本として統一していく方針として、今後、再度の質問は不要であると考えられるためでございます。

続いて3点目ですが、同じく6ページ下段の5番、雇用の状態についての問いの削除についてでございます。こちらの設問も労賃表の設定にあたり直接関わっている内容ではないということと、過去3年の回答を見ますと、①の雇用形態については臨時雇用が9割以上、②のどこから雇用しているか、というものは地元からの雇用が約9割以上、③の以前の職歴の問いについては、多い方から会社員、次いで農業者、無職という構成に毎年変化が無く、毎年アンケートの設問とする必要はないのではないかと考えられるためでございます。

このほかのアンケートの内容について、案ではまだ直しておりませんが、皆様のご意見を伺いたい箇所が5ページにございます。農作業受委託の作業名の2つ目、田植えと、少し下のコンバインの受委託料金の選択肢について、田植えの欄をご覧くださいますと、選択肢が25,000円未満、続いて25,000円～30,000円未満といったように、5,000円刻みの選択肢となっております。コンバインも同様に5,000円刻みとなっておりますが、より実態に即したアンケート結果とするのであれば、この区分の仕方として、例えば2,500円刻み位の方が良い、または、1,000円刻みが良いなどのご意見がございましたらお願いいたします。なお、これは浪岡地区のアンケートですと10ページの中段あたりにあります、コンバインの項目についても同様の取扱いでございます。

アンケートの説明は以上ですが、委員の皆さんには、ご説明したアンケートの内容のほか、実施方法等も含めて、ご意見等をいただきたいと思います。以上です。

#### ○議長（福士修身会長）

説明が終わりましたので、本案について審議します。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

最初に、事務局の方から5,000円刻みということで説明しましたがけれども、もっと細かくした方がいいのではないかと事務局の意見がございましたけれども、これに対してはいかがでしょう。例えば、5,000円じゃなく2,500円とか、2,000円。

はい 澤田委員どうぞ。

#### ○12番（澤田今日一委員）

これ、刻まないで金額を入れてもらうって方法は出来ないですか。反対に。

2,500円とか5,000円とか刻まないで、あなたはいくらでやっていますか、ということで金額

を入れるのが一番簡単なような気がする。

○議長（福士修身会長）

今、澤田さんから金額をアンケート用紙に入れないで、本人に記入してもらおうというふうなことですけれども、これに対して何か意見ありましたらどうぞ。

○事務局

他の設問との兼ね合いで、今まで選択していただく形にしていました。皆さんは選択する方が楽かもしれないのですけれども、もし書いても大丈夫だということであれば、そういう修正は可能かと思えます。

○議長（福士修身会長）

他にご意見ある方ございませんか。

確かに、金額書くのは遠慮する人も数の中にはいるかもしれませんね。様々。

○12番（澤田今日一委員）

本当はね、金額入れてもらおうと事務局も統計が楽になると思うのですけれどもね。これがいくらの間で、その来た数字を集めて、それを5,000円刻みにした時はどうなって、2,500円にした時はどうなって、1,000円刻みにしたらどうなるという、そういうのが掴みやすいから。かなり面倒になるとは思うのだけれど、出来るのならそうやった方が、実情を掴みやすいのではないかという事で。事務的にそれが無理だというのであれば、無理してやる必要は無いと思うのだけれど。細かくすれば細かくするほど、5,000円よりは2,500円の方がデータとしては正確ですよ。結局、記入してください、という事は1円単位で区切ったと同じ事になる訳だから。そういう事なので、少し意見として。

○議長（福士修身会長）

はい。事務局にお尋ねしますけれども、近隣の市町村で、どういうアンケートのやり方でやって金額決めているのか。その辺も参考にしながら、今、澤田委員が言った事を交えて、検討して実施するようお願いしたいと思います。

アンケートについて、他にご意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

ご意見が無いようですので、本案のとおり、今年度の当該アンケート実施について決定するこ

とにご異議ございませんか。

アンケートの実施について決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認めます。本案については、その通り今年度の当該アンケート実施について、決定いたします。

次に、報告第 97 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 7 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第 98 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 2 件でございます。以上です。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。



○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、報告第 99 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局  
説明させていただきます。青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 1 件でございます。なお、非農地証明については、同規定により交付済でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、その他事務局より何かありましたらどうぞ。

(農業委員及び農地最適化推進委員の募集の案内について)  
(令和 2 年度青森市農業委員会友交会県外視察研修の案内について)  
(次回の月例総会は 8 月 11 日（火）午後 1 時から柳川庁舎 2 階大会議室で開催予定の連絡)

○議長（福士修身会長）  
最後になりますけれども、委員の皆様から何かありましたらどうぞ。

(齊藤光朗委員から、耕作放棄地における地目変更の手段について質問  
→農業者年金等の兼ね合いもあるため、対応策を調査し、次回の月例総会で回答する)

○議長（福士修身会長）  
これを持ちまして、第 28 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。